

静岡市人事委員会規則第 10 号

職員団体の登録等に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成 20 年 11 月 17 日

静岡市人事委員会

委員長 向 坂 達 也

職員団体の登録等に関する規則の一部を改正する規則

職員団体の登録等に関する規則（平成17年静岡市人事委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「法第54条」を「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和53年法律第80号。以下「法人格付与法」という。）第 3 条第 1 項」に改め、同条第 2 項中「法第54条」を「法人格付与法第 3 条第 1 項」に改める。

様式第 7 号及び様式第 8 号中「地方公務員法第54条」を「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第 3 条第 1 項」に改める。

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。